

風営法適用外麻雀施設の
ガイドライン

全国麻雀業組合総連合会
日本麻雀スポーツ振興機構
令和8年7月1日策定

風営法適用外麻雀施設のガイドライン

令和8年7月1日策定

I. 総則

I-1. 目的

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。）第2条第1項では、麻雀店は「設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある遊技をさせる営業」として第4号営業に分類され、その営業にあたっては許可を取得する必要がある。

しかし、施設運営の目的が「麻雀を覚える、学習する」ことにあり、かつ、射幸心をそそるおそれを排除した一定の条件を満たす場合は、「射幸心をそそるおそれのある遊技をさせる営業」に該当しないものとして、風営法第3条の許可を要しない扱いと解し得る。

本ガイドラインは、このような風営法の営業許可を要しない業態の一類型として、「麻雀教室施設」の要件及びこれを運営する事業者が遵守すべき基準を定めるものである。

I-2. 定義と形態

風営法の許可を要しない「麻雀教室施設」は、「学習」「教育」「訓練」等、利用者に「麻雀を覚えさせる」「学習させる」ことを目的とした講習プログラムが反復継続して行われる施設であって、本ガイドラインで定める事項を遵守し、射幸心を誘発するような要素を一切含まないものをいう。

なお、単発的に行われるものなど営業性が認められないものについては、風営法の許可の対象外となるが、単発的に行われるものであっても、有償で反復継続的に実施されるもの、施設・設備の提供を主たる内容とするもの、または実態として利用者に麻雀の対局をさせることを主目的とするものについては、営業性その他の実態に応じて風営法上の許可を要する場合がある。

「麻雀教室施設」は、単に賭け行為や賞品提供を行わない施設をいうものではなく、あらかじめ定められた講座、カリキュラム、指導、進捗管理その他の教育的要素を備えた施設をいう。

II. 「麻雀教室施設」事業者の遵守事項

「麻雀教室施設」においては以下の項目を遵守することとし、ガイドラインに従って適切に運営されなければならない。

(1) 非会員の利用の禁止（利用者情報を登録し、会員制とする）

施設の利用者はすべて、氏名・連絡先・年齢など必要な情報を登録し、利用記録を管理する「会員」として扱わなければならない。非会員（登録のない一見客、通りがかりの飛び入り、身元不明者など）による利用は、仮に短時間・一回限りであっても認められない。また、体験入会などを行う場合でも、仮会員として所定の情報登録を行うことを必須とする。

なお、会員であっても、施設の利用は、あらかじめ定められた講座、実技練習、指導、振り返り、進捗管理を伴う学習活動に限るものとする。

(2) 保護者の同意がない18歳未満の者の受け入れ禁止

18歳未満の者（高校在学中か否かを問わない）を会員として受け入れる場合は、必ず保護者（親権者またはこれに準ずる者）の書面による同意を得ること。この同意書には、利用目的・活

動内容・利用時間帯・施設責任者の情報等を記載する。なお、口頭による承諾や未確認の同意（例：本人の申告のみ）による受け入れは認められない。

(3) 結果に応じた金品・賞品等の授受の禁止

対局結果に応じ、現金、金券、商品券、換金可能な物品、またはこれらに準ずる経済的価値を有する物（以下「金品・賞品等」という。）を授受することを禁止する。

合わせて、運営事業者は、施設内外を問わず、当該施設における麻雀の結果に関連して金品・賞品等の授受が行われないよう、利用規約への明記、受講者への説明、施設内掲示、注意喚起、違反時の利用停止その他合理的に必要な防止措置を講じなければならない。

(4) 会員以外の者へ施設を貸し出すこと及び部外者への利用あっせん行為の禁止

「麻雀教室施設」が会員制を前提とした運営であることを踏まえ、施設を会員以外の者に向けて貸し出すことは禁止とする。また、同様の理由で会員以外の利用をあっせんする行為も禁止とする。

(5) 管理責任者の常駐

営業時間中または講座開催中は、必ず施設の運営責任を担う「管理責任者」またはその職務を委任された代行者が常駐し、本ガイドラインを遵守するとともに利用者対応やトラブル処理ができる状態を保たなければならない。

管理責任者が長時間不在となる状況や、責任者不明のまま営業・活動を継続することは禁止とする。

(6) アルコール類の提供等及び喫煙の禁止

施設内で、受講者・指導者を問わず、アルコール類の提供・販売・持ち込みを禁止し、授業・活動時間外であっても、施設内での飲酒は青少年保護・公序良俗上の問題が生じうるため、全面的に禁止し、飲酒後の受講・参加（酩酊・飲酒状態での来場）も同様に禁止する。

あわせて、麻雀講座においては、受講者・指導員・管理責任者その他関係者を問わず、喫煙（紙巻きたばこ、加熱式たばこ、電子たばこその他これらに類するものを含む。）を一切禁止し、施設内における喫煙については、健康増進法等の各種法令を遵守すること。

(7) ガイドラインに沿った運営の外的機関による担保

本ガイドラインに則った運営が客観的に担保されるよう、認定団体や第三者機関等（以下「監督機関等」という。）による監督・確認を受ける体制を設けなければならない。

運営状況のチェックが長期間なされていない、または監督機関等が存在しない状況を継続することは禁止する。

(8) 風営法上の制限地域での施設運営時の通知・説明

風営法上の制限地域に施設を設ける場合、風俗営業店ができた地域に誤解を与えぬよう、地域の関係団体または管理団体にしかるべき通知を行い、保護対象施設へは直接説明を行うこと。

(9) 広告・宣伝の制限

施設の広告、宣伝、SNS、ウェブサイト、チラシ、看板その他対外的な表示においては、麻雀

の学習、教育、講座、指導、カリキュラム、健全育成等の目的を明確に表示しなければならない。
「フリー」、「貸卓」等その他、遊技場または娯楽施設と誤認されるおそれのある表現を用いてはならない。

III. 教室運営の基準

III-1. 営業時間の規制

- (1) 営業時間は午前8時から午後10時まで
- (2) 16歳未満は午後8時までとする。

ただし、各都道府県における青少年健全育成条例等の規定に配慮し営業を行うこと。

III-2. 利用料金に関する基準

(1) 受講料の性質

「麻雀教室施設」において徴収する料金は、麻雀の結果や対局回数、対局時間に対する対価ではなく、教育・学習プログラムの提供に対する受講料として徴収するものでなければならない。

(2) ゲーム単位・時間単位課金の禁止

1回の対局ごとの料金設定、時間貸し（1時間〇円等）、卓貸し料金の徴収、その他これらに類する形態での料金徴収を行ってはならない。

また、受講料の名目であっても、実態として卓の使用料、または自由対局の機会提供に対する対価と認められる料金徴収を行ってはならない。

(3) 結果との非連動

受講料は麻雀の成績、順位、点数、勝敗の結果等に連動して増減してはならない。

III-3. カリキュラムと指導体制

(1) カリキュラムの明確な構成

(a) カリキュラムの構成

各講座には、以下の3要素が明確に含まれていること。

理論講義：麻雀のルール、点数計算、マナー、戦術理論等の体系的な説明。

実技練習：実際の対局を通じた実践的学習（自由対局ではなく、指導付きであること）。

進捗管理：指導員または施設運営側による学習段階の評価と記録（例：出席記録、到達度チェックシート等）。

(b) 文書化の義務

すべてのカリキュラム内容は書面またはデジタルファイルとして管理すること。

(2) 講座における講義について

(a) テキストの整備と使用

講座で使用するテキスト（冊子・プリント・スライド等）はあらかじめ定め、全受講者に共有すること。

(b) 対局のみの講座の禁止

実技練習を中心とする講座であっても、単に受講者に対局を継続させるものとしてはならず、開始時の講義、対局中の指導、対局後の講評、受講者による振り返りを一体として実施しなければならない。

指導員による具体的な指導、講評または振り返りを伴わない対局は、実技練習とは認められない。

(3) 娯楽性の排除

(a) 指導の義務

実戦形式の講座においては、指導員が常に後方で巡回・観察・指導する体制をとり、受講生のみでの自由対局とならないようにし、指導員は、必要に応じて対局を一時中断し、状況の解説や修正指導を行うこと。

また、対局後には、指導員による講評及び受講者による振り返りも行うこと。

(b) 対局時間と組み合わせ管理

実技練習は、講義、対局中の指導、講評、振り返りを含めて構成し、受講者による対局のみが長時間継続しないようにしなければならない。

同一メンバーによる対局が固定化しないよう、講座の目的に応じて、指導員または運営スタッフが卓替え・組み替えを行うものとする。

(c) 娯楽性排除の措置

点数の記録は教育的目的で行い、結果により過度に受講者の競争心を刺激する行為を禁じ、点棒のやり取りは形式的に行うものとし、金品その他の報酬にはつなげないこと。

また、不必要な演出（煽るようなBGM、演出用照明等）を禁止する。

(4) 講座の進捗確認及び指導内容の評価

(a) 進捗確認の実施

講座の区切りごと（例：毎月、全4回ごと等）に、指導項目の到達度を評価する確認テストや面談を実施すること。

(b) 記録の整備

各受講者について、次の事項を記録すること。

- ・出席状況
- ・講義・実技の理解度（指導員による所見欄）
- ・到達目標とのギャップや課題点

(c) カリキュラムの更新

定期的に（半年に1回等）、指導員間でカリキュラムや指導法の見直し会議を行い、内容の妥当性を評価・修正すること。評価内容は記録し、内部規程として保存すること。

III-4. 使用教材とルール基準

(1) テキスト選定基準

(a)教材の内容と目的

使用する教材は、麻雀の技術向上、マナー教育、健全なプレイの推進を目的とした内容でなければならず、すべての教材には、マナー（礼儀、社会的責任）、戦術（基本戦略、応用戦略）、ルール（標準ルールと基本的な注意事項）が含まれていること。

(b)出典元の信頼性

商業出版物（書籍）や業界団体から発行されているもの、あるいは施設の指導員が監修した教材を選定することが望ましい。

(c)独自教材の使用について

施設独自に作成した教材を使用する場合、その内容が教育的に適切であるかを、外部専門家や業界団体により事前に確認してもらうこととし、自家製教材は、教育内容が誤解を招かないように、定期的な更新を実施する必要がある。なお、その場合は教材に監修者名を記載すること。

(2) 社会的意義を明示する教材設計

教材には、麻雀を通じて育まれるべき社会的価値（例：協調性、規律、公平性など）を明記すること。単なる遊戯としての理解にとどまらず、麻雀が持つ教育的・文化的・福祉的な意義を学ぶ構成とする。

(3) ルール基準

(a)基本ルール

講座で使用するルールは、健康マージャン及び競技麻雀の標準ルールを基本とする（例：ねんりんピックにおける健康マージャン公式ルール、麻雀プロ団体準拠ルール）。

(b)特別ルールの禁止

ローカルルールや、特殊な牌の採用は、教育目的にそぐわないため使用を認めない。また射幸心をそそるおそれのあるオリジナルルールの採用も禁止とする。

IV. 指導員の資格要件及び運用について

「麻雀教室施設」においては、管理責任者の他に、本ガイドラインに則って麻雀を教えることができるライセンスを有する指導員を常駐させ、健全な教室運営及び講座全体の安全性・健全性を担保しなければならない。ただし、管理責任者が指導員を兼ねることは可能とする。

IV-1. 指導員の資格要件

(1) 指導員の技能

本ガイドラインで定める指導員は、以下の要件を満たす必要がある。

(a)基本的な資格要件

麻雀の技術に関する基礎的知識を有していること（例：ルール、戦術、役の理解など）。教育・指導能力を有すること。具体的には、受講者に対して分かりやすく指導できる能力。

健康教育・マナー教育に関する基礎的知識を有していること。麻雀に関する礼儀、社会性、

倫理観に対する理解が求められる。

(b) 研修の受講

指導員は、定期的に以下の内容を含む研修を受けなければならない。

- ・麻雀技術（基礎～中級の戦術、戦略、ルールの理解）
- ・教育・指導方法（受講者への伝達技術、問題解決方法）
- ・健全教育（倫理、マナー、社会性の教育）
- ・講義計画や進捗管理のスキル

(c) 監督機関等の認定

指導員は、業界内の監督機関等から公式なライセンスを取得していなければならない。また、地域の教育機関や専門機関で開かれる麻雀指導員向けの資格試験に合格した場合、その証明書を当該ライセンスの認定基準に加えることができる。

(2) 資格の維持と失効

指導員の資格は、継続的な資格更新が求められる。

(a) 定期研修の受講

指導員は、年に1回以上、施設または監督機関等が提供する研修を受講することが義務付けられる。研修内容には、麻雀技術のアップデートや指導方法の向上に関するものが含まれる。

(b) 資格の停止及び取り消し

指導員が以下のいずれに該当することとなった場合、運営事業者はライセンスを取得させた監督機関等に申請し、当該指導員の資格停止、または取り消しをすることができる。

- ・教育方針違反：施設のガイドラインや教育方針に明確に反する行為をした場合。
- ・不正行為：指導員として不適切な行為（例えば、受講者に対する暴力的行為、不正行為）があった場合。
- ・研修未受講：資格更新に必要な研修を受けていない場合や、試験に合格しない場合。
- ・受講者の安全確保を怠る行為：受講者の安全確保や健全性を無視した行為を行った場合。
- ・法令違反等及び本ガイドラインを遵守しなかった場合。

(c) 責務

指導員は、常に受講者の利益を最優先に考え、教育的な配慮を持って指導にあたる義務を負い、施設内でのルールや規則を遵守し、「麻雀教室施設」の健全な運営に協力すること。

また指導員は青少年の発達に関する適切な知識を持ち、未成年者に対して適切に対応できること。

IV-2. 指導員の運用

指導員は常に受講者に目を配り、適切な指導と監督を行うため、以下の基準を遵守すること。

(1) 配置人数の基準

各卓の進行状況を常に把握し、適切な指導を行うために必要な人数として、原則4卓に1人以上の指導員を配置することを基本とする。なお、4卓に1人以上の指導員を配置する場合であっても、受講者の技能、年齢、講座内容、実技練習の難易度、未成年者の有無等に応じて、必要な指導員数を増員しなければならない。

特に未成年者を含む講座または初心者を対象とする講座においては、受講者の安全確保、理解度確認、マナー指導を十分に行える体制を確保しなければならない。

ただし、講義のみの講座や筆記試験等、対局を行わない場合においてはこの限りではない。

(2) 定期的な巡回と確認

指導員は、実戦や講義の進行状況を随時確認するために定期的な巡回を行い、授業開始前、授業中、及び授業後に受講者の進捗状況をチェックし、必要に応じてフィードバックや指導を行うこと。

(3) 受講者の行動の確認

指導員は、受講者がマナー違反や不適切な行動を取っていないか常に目を配ること。例えば、無断で他の卓へ移動する、対局中に雑談が多すぎる、対局の結果に応じた金品・物品等の授受に関する話題の有無などの行動に注意を払い、適切に指導すること。

(4) 受講者の進捗状況の記録

受講者ごとに、進捗管理表や指導記録を保持すること。

V. 未成年者の受講について

18歳未満の受講者がいる講座は、以下の事項を厳守すること。

(1) 教育的意義のある内容であること

未成年者に対して行うカリキュラムは、社会性の基礎となる態度形成を促し、青少年の情操教育に寄与することを重視し、麻雀を学ぶことによる利益を明確に示さなければならない。

(a) 受講者の成長に寄与する要素の強化

講座は、計算力、戦略的思考、社会的スキル、コミュニケーション能力を養うことを目的とし、これらの要素が含まれたカリキュラムを策定すること。

麻雀を学ぶことによる精神的な成長や自己規律の重要性についても指導を行い、受講者にその意義を理解させること。

(b) カリキュラム内容の明確化

受講者に提供する講座やプログラムは、V (1) で定めるところの、教育的目標を掲げたカリキュラムを採用し、受講者が成長を実感できるようにすること。

(2) 情操教育・健全育成を目的にしたカリキュラム設計

カリキュラムは、未成年者が受講する講座が情操教育や健全育成を促進することを重視した内容でなければならない。

(a) 健康管理及び情操教育の実施

道徳的価値観、マナー、礼儀、社会性を育成する要素を取り入れ、受講者が社会で適応できるような教育的要素を提供すること。

講座内で、ストレス管理や感情のコントロールに関する教育を行い、長時間の実技を避けるなど、受講者の健康を考慮した時間配分を行うこと。

(b) 保護者や教育機関との連携

管理責任者は受講者の学習内容をまとめ、定期的な進捗報告を保護者に提供し、受講者が学んでいる内容や進捗を保護者と共有すること。

(c) 指導員は青少年育成や発達心理に関する知識を持ち、講師として適任であること

(3) 未成年者の保護者からの同意

未成年者が施設に参加する際に、保護者からの同意を取得する手続きについては以下のよう
にすること。

(a) 同意書の取得方法

同意書は、未成年者の受講が決まる前に必ず提出し、書面での同意を取得すること。電子
的な同意書も認めるが、必ず保護者のサインがなくてはならない。

なお、同意書には、受講者が参加する講座名、講座の目的、受講におけるリスク、カリキ
ュラム内容を詳細に記載してあること。

(b) 同意書の内容

同意書には、受講者の健康状態や特別な配慮が必要な場合（アレルギー、精神的なサポー
トが必要等）についても記載する欄を設け、写真や映像の使用についての同意や、万が一の
事故に備えた責任の範囲についても明記し、保護者が十分に理解したうえで同意すること
を確認すること。

(c) 同意書の管理と更新

同意書は、受講期間中に変更があった場合や新たなリスクが発生した場合に随時更新す
ることとし、定期的に内容を確認すること。

なお、保護者が変更された場合（保護者の再婚や監護権の移動等）には、改めて新しい保
護者の同意書を取得する。

(4) 学校の同意

未成年者が学校の授業時間帯または通常登校すべき時間帯に来場した場合、管理責任者は、
保護者から事前に説明を受けている場合を除き、当該未成年者に来場理由を確認するとともに、
必要に応じて保護者に連絡し、来場の適否を確認しなければならない。

学校その他教育機関との確認が必要と判断される場合には、保護者の同意を得たうえで行
うものとする。

VI. 客観的な健全性の担保における第三者機関の設置

(1) 第三者機関の設置基準

施設は、施設の運営が風営法を始めとする法令に抵触しないことを確保し、ガイドラインの遵守状況を監督する第三者機関の認定を受けなければならないが、その第三者機関は、以下の基準に基づき運営されていなければならない。

(a) 第三者機関の能力

第三者機関は、風営法を始めとする法令に関する専門知識を有し、施設の運営に対して適切な監督を行う能力がある機関であること。

(b) 第三者機関の構成

第三者機関は、法務担当者、麻雀業界の有識者、及び教育や健全性に関する専門家を含めた複数の専門家による監督機関を設置し、監査業務を行う。

(2) 第三者機関の役割と責務

第三者機関は、「麻雀教室施設」の運営が法令及びガイドラインを遵守している状態を維持するために、継続的な監督と適切なフィードバックを行わなければならない。

(a) ガイドラインの適用状況の監督

第三者機関は、施設運営が法令及びガイドラインを遵守しているかどうかを定期的に監査し、監査結果は施設側に報告書として提出すること。

(b) 監査項目のチェックリスト

監査は、「麻雀教室施設」の運営が法令及びガイドラインに従っているかを包括的に確認すること。監査項目には、少なくとも、会員登録の状況、本人確認、未成年者の保護者同意、講座カリキュラム、受講記録、指導員配置、料金体系、広告表示、金品・賞品等の授受禁止、講座外利用の有無、自由対局・卓貸しの有無、苦情対応記録を含めなければならない。

(c) 監査報告書の提出

監査結果は「麻雀教室施設」の運営事業者に報告するが、警察の要請に応じて警察に提出することができる。

(3) 監督機関による改善指導等の措置

監査において、ガイドラインの遵守状況に関し問題が発覚した場合、第三者機関は、施設に対して改善指導または改善勧告を行い、適切な改善を求めなければならない。

改善指導または改善勧告を行う場合には、施設側に対して相当な改善期間を設けるものとする。ただし、重大な法令違反が疑われる場合、未成年者の安全に関わる問題がある場合、または射幸心をそそる営業に該当するおそれが高い場合には、直ちに認定の一時停止、取消し、関係機関への情報提供その他必要な措置を講じるものとする。

改善期間経過後も改善が認められない場合、第三者機関は再監査を実施し、必要に応じて認定の停止または取消しを行うことができる。

なお、監査において、風営法違反その他重大な法令違反が疑われる場合、または施設の実

態が風営法上の許可を要する営業に該当するおそれが高いと認められる場合には、第三者機関は、必要に応じて関係資料とともに警察その他関係行政機関に情報提供または相談を行うものとする。

(4) 第三者機関による指導と改善支援

第三者機関は、監査の際に「麻雀教室施設」の運営に対して必要な改善提案を行うとともに、健全な運営を支援する役割も担う。

(a) 教育的な支援

第三者機関が行う支援には、「麻雀教室施設」の運営に関する研修や法令遵守のセミナーなどが含まれる。

(b) 定期的なフィードバック

第三者機関は、「麻雀教室施設」運営事業者に対して定期的なフィードバックを行い、進捗状況を確認することができ、その内容には、改善が進んでいるかどうか、さらにどのような支援が必要かを記載し、同事業者に対して必要な指導を行うことができる。

まとめ・備考

本ガイドラインは、「健全な麻雀文化の普及」「青少年の健全育成」「射幸心の排除」を目的とする「麻雀教室施設」と風俗営業許可を取得した麻雀店との明確な線引きを行うものであり、施設事業者は本ガイドラインを遵守し、常に実態として教育・学習目的に沿った運営を行い、麻雀店その他遊技施設と誤認される運用をしてはならない。

なお、本ガイドラインに定める要件を形式的に満たしている場合であっても、実際の運営において、講座・指導・進捗管理を伴わない自由対局、卓貸し、時間貸し、成績に応じた利益提供、娯楽性を主目的とする集客、またはこれらに類する実態が認められる場合には、風営法上の許可を要する営業と判断される可能性がある。